

どうなる!?! 介護保険 介護保険制度改革 ポイント解説

(平成27年1月現在)

1 地域包括ケアシステムの構築



サービスの充実

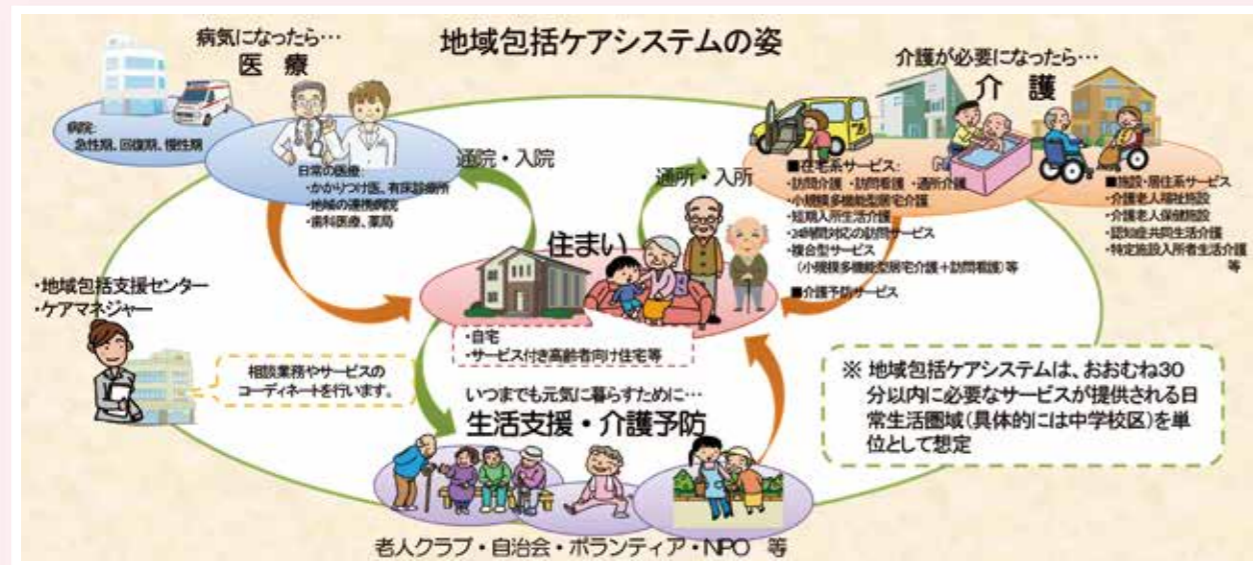
- 地域包括ケアシステムの構築に向け、地域支援事業(※2)が充実されます。
- ①在宅医療・介護連携の推進、②認知症施策の推進、③地域ケア会議の推進、④生活支援サービスの充実・強化が図られます。
 - * 前回改正による24時間対応の定期巡回サービスを含めた、介護サービスの普及が推進されます。
 - * 介護職員の処遇改善は、27年度介護報酬改定で検討されています。

サービスの重点化・効率化

- 全国一律であった予防給付(訪問介護・通所介護)が、市町村の取り組む地域支援事業に移行され、多様化が図られます。
 - * 段階的に移行されます。(～平成29年度まで)
 - * 介護保険制度内でのサービスの提供であり、財源構成は変わりません。
 - * 見直しにより、既存の介護事業所による既存サービスに加え、NPOや民間企業、住民ボランティア、協同組合等による多様なサービス提供が可能になります。これにより、効果的・効率的な事業実施も可能となります。
- 特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定します。(既入所者は除く)
 - * 要介護1・2の方でも一定の場合には入所は可能です。

※1 地域包括ケアシステムとは・・・

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目標に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みのこと。今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要となっています。地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。



※2 地域支援事業とは・・・

市町村による介護保険の被保険者への支援事業。市町村は、被保険者が要介護状態等になることを予防することと、要支援・要介護者になった場合でも可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護保険に関する費用の一部を用いて、地域支援事業を行っています。

平成27年度から介護保険制度が改正されます。主な改正内容は、以下の2点です。

- 1点目は、地域包括ケアシステム(※1)の構築に向けたサービスの充実と重点化・効率化です。高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防が充実されます。
- 2点目は費用負担の公平化です。低所得者の保険料軽減が拡充され、また、保険料の上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある方の利用者負担が見直されます。

2 費用負担の公平化



低所得者の保険料軽減を拡充

- 給付費の5割の公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合が拡大されます。
 - * 保険料見直し：(現在)5,000円程度→(2025年度)8,200円程度になると想定されています。
 - * 軽減例：(年金収入80万円以下の方)5.5割軽減(H27.4～)→7割軽減(H29.4～)に拡大されます。
 - * 軽減対象：市町村民税非課税世帯(65歳以上の約2割：H27.4～→約3割：H29.4～)

費用負担の重点化・効率化

- 一定以上の所得のある利用者の自己負担が引き上げられます。
 - * 2割負担とする所得水準を、65歳以上高齢者の所得上位20%とした場合、合計所得金額160万円(年金収入で、単身280万円以上、夫婦359万円以上)。ただし、月額上限があるため、見直し対象の全員の負担が2倍になるわけではありません。
 - * 医療保険の現役並み所得相当の方は、月額上限が37,200円から44,400円に引き上げられます。
- 低所得の施設利用者の食費・居住費を補てんする「補足給付」の要件に資産などが追加されます。
 - * 預貯金等が単身1000万円超、夫婦2000万円超の場合は給付の対象外となります。
 - * 世帯分離した場合でも、配偶者が課税されている場合は給付の対象外となります。
 - * 給付額の決定に当たり、非課税年金(遺族年金、障害年金)が収入として勘案されます。
 - * 不動産を勘案することは、引き続きの検討課題となっています。



このほか、「2025年を見据えた介護保険事業計画の策定」や「サービス付き高齢者向け住宅への住所地特例の適用」、「居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲・小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行」等が実施されます。

介護保険制度改革のポイント

大分大学教育福祉科学部
衣笠一茂 教授



今回の改正の最大のポイントは、「地域包括ケア」の仕組みが盛り込まれたことでしょう。このシステムにおいては、医療機関や福祉施設とともに、住民組織やボランティアなどもサービス供給主体として措置されており、いわゆる「福祉多元主義」をいっそう推し進める意図が見取れます。これからの社会福祉施設には、こうしたさまざまな供給主体と競争しながら、より効果的で効率的な、質の高いサービスを提供することが求められます。

また、「生活支援コーディネーター」の配置や、サービスの「協議体」の設置も盛り込まれています。社協には、こうした「調整・協議」の機能の担い手として、その役割を十分に果たすことが求められるようになります。既存の地域ネットワークとともに、いっそうの住民の組織化や小地域ネットワーク活動を通じて、提供者と利用者が一体となった「対話する地域づくり」の担い手となることが、これからの社協には必要となるでしょう。